

施策の推進の方向

番号	項目	意見等	数	府の考え方
124	3-(7)	動物を繁殖させて売買する個人にも動物取扱業の登録を義務化して悪質な業者や個人には行政が入っていきけるようにすべきです。	1	ご指摘につきましては、動物愛護管理法の改正により、すでに登録制となっております。なお、動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
125	3-(7)	動物を繁殖させ売買する場合は、個人でも動物取扱業の登録を必要とする。繁殖を行う個体は、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳までとし、年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待とみなすこととし取扱業を剥奪し刑罰を与える。繁殖をできなくなった動物は家庭動物として、適切な飼養で終生飼育を行うこと。愛護センターでは、動物取扱業者からの引き取りは一般市民の引取金額よりも多額に設定すること。愛護センター等の行政の引取り時は、すべて有料制にすること。(引取り時の身元確認、飼育指導、適性を徹底させるべき)	98	
126	3-(7)	繁殖業から出荷されるすべての犬にマイクロチップ装着を義務付け、供託金制度など動物取扱業の適正化での具体策を提示すること。	6	義務化等、動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
127	3-(7)	販売動物の個体識別措置(マイクロチップ)の導入をしてほしい。感染症が発生した場合、出自がわかれば、繁殖場での発生がショップが原因かなど容易に調査を進めることができ、移動後の追跡、把握により感染の拡大防止に役立つので、出荷時にチップ挿入済みであることを繁殖業者に義務付けてほしい。両親のチップ登録番号、血統をはじめ繁殖施設名及びその住所、業者登録番号、繁殖責任者名、契約獣医師名を明示する。販売店に渡った時には販売店名、住所、業者登録番号、販売責任者名を書き加え、飼い犬登録時にはこのチップに飼い主のデータを加えること。	3	
128	3-(7)	動物の返還の促進、所有者明示措置の推進、動物取扱業の適正化のために繁殖場から出荷される動物へのマイクロチップ装着の義務づけを。	1	
129	3-(7)	動物の返還の推進、所有者明示措置の推進の適正化のために、 ・繁殖場から出荷される動物へのマイクロチップ装着の義務化 ・マイクロチップ無装着の動物を販売した販売店への処罰	1	動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
130	3-(7)	ペットショップ、ブリーダーの販売するものでも、飼い主になる人間の住所確認し、賃貸物件集合住宅である場合はペット可物件である場合のみ販売すること。また、飼い主に対し、繁殖制限を設け正式な契約に盛り込むこと。	3	
131	3-(7)	<動物取扱業への監視の強化> 「動物取扱業の適正化旬間」を定め、事業所等への集中的な監視・指導の実施により動物取扱業の適正化に努める。	1	ご指摘につきましては、動物取扱業の適正化を図る施策を実施する際の参考とさせていただきます。
132	3-(7)	優良ペットショップ、優良ブリーダーを公表する。	1	ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案(P17 取組むべき施策「優良事業者表彰制度の検討」)に盛り込まれているものと考えています。
133	3-(7)	トレーサビリティ制度の導入 ブリーダーは責任感から自らネット上などで名前を公表している人も多いので、もちろんペットショップに提供される犬猫も同様にブリーダーの名前と顔を公表する。	1	法令等で販売等の記録の保管は義務付けられております。なお、規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
134	3-(7)	動物取扱業者の選定・管理を強化すること。 ブリーダー、ペットショップの事業を始める時点で、衛生検査所のように「認定制」とし、動物を扱うための設備を持っているのか、繁殖後の経路を確保できているのか、動物への虐待となる行為がないのか「査察」にて管理することが必要である。	1	動物取扱業につきましては、動物愛護管理法の改正ですでに登録制となっております。また、動物取扱業の適正化につきましては、本計画素案「P17 取組むべき施策」の推進を図っていきたいと考えています。
135	3-(7)	個人繁殖した犬の販売の規制、業者の繁殖の制限をするべき。	1	動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
136	3-(7)	子犬の販売は禁止 特に犬は早くに親から引き離すと社会性が身につかず問題行動の原因にもなり得る	1	
137	3-(7)	<動物取扱業者の規制> ・販売にかけた動物は、売れ残さない、処分しない、責任を負う。 ・販売後も、その動物の生態、しつけの相談を受け、飼育放棄をさせない ・販売にかけた動物の購入、販売の記録 ・販売する動物の飼育環境(せまい場所での長時間の生活)の改善 ・動物を安易に買える状況も、飼養者の責任感の低下に拍車をかけている。購入者側にも動物を飼うための意識と覚悟として購入審査を入れる。	1	
138	3-(7)	繁殖させる回数は、犬猫は1年に1頭1回までとして、繁殖させる年数も定める。また、1人のブリーダーが管理する事のできる頭数も決めて、過剰な繁殖の防止と繁殖に使用される動物の負担を軽減させるように努める。	1	
139	3-(7)	契約獣医師制度で、定期健診、定期報告の義務付けをする制度の創設 「動物繁殖業を行う者は、顧問契約獣医師を置かねばならない。」「契約獣医師は定められた適正な頻度で繁殖現場に出向き、健康診断と飼育環境診断をし、行政に報告しなければならない。」「狂犬病予防法に基づく予防接種とワクチン接種をし、行政に報告しなければならない。」等を義務付けた契約獣医師制度を設けてほしい。	3	
140	3-(7)	ペットショップ、ブリーダーは主治医を持ち、行政に知らせ、定期的に健康チェックしているか、行政から主治医に連絡確認する。また、検査も必要。 血統証にブリーダーの住所、氏名、電話を明記すべき。	1	
141	3-(7)	ペットショップの販売の際、犬と飼い主の写真入りデータをペットショップから行政に渡すよう義務付ける。・登録証があると利点・その番号の札をつける 迷子見つけやすい・そのカード(番号札)がないと病院で診てもらえない・そのカード(番号札)の発行は市役所で(愛護センターは不便)	1	

番号	項目	意見等	数	府の考え方
142	3-(7)	取組むべき施策に以下を追加する 動物取扱業者の登録簿と動物取扱業への規則をHP上に掲載し、動物取扱業者の所在を明らかにするとともに、一般府民による監視がはかれるようにする。	1	ご指摘の趣旨を踏まえ、追加修正いたします。 P17 取組むべき施策「動物取扱業の一層の適正化を図るため、・・・」の欄に[動物取扱業者の登録簿のホームページへの掲載の検討]を追加修正
143	3-(7)	(7)動物取扱業の適正化に関して ・動物愛護管理法を活用し、指導・管理の徹底をお願いする。病気の治療をしなかったり、商品にならないから殺傷した場合は虐待として取り扱うべきである。 ・繁殖数を制限すべき。 ・定期的な立入検査の実施(事前連絡なし) ・動物を繁殖させ売買する場合、個人でも動物取扱業の登録を必要とする。 ・動物取扱業者からの引取りは、一般住民の引取りより高額に設定する。 ・不適切な動物に対する取扱を見たり聞いたりした場合は通報するよう広報する。 ・動物愛護管理法違反でもっと刑事告発する。	1	動物取扱業の適正化に向け、P17 取組むべき施策に盛り込んでいるよう、「適正な飼養及び施設管理の指導監督」等を徹底していきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、今後、施策を実施するに際して参考とさせていただきます。
144	3-(7)	動物取扱業の規制について ブリーディングについては、その繁殖回数を規制し、現状のような販売方法は一刻も早く禁止し、今後は個別にブリーダーに申し込んだ上で繁殖した仔犬、仔猫を購入する仕組みにする。インターネット上での販売も禁止する。上記のブリーダーから購入する以外は、欧米のように犬や猫は動物保護団体に寄付して貰い受ける。	1	動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
145	3-(7)	劣悪な動物取扱業者の監視体制の強化について 動物愛護推進員の権限強化、または動物愛護管理監視員制度の新設を	2	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。
146	3-(7)	ペットショップの店員には資格や免許が必要ではないか。 購入希望者に対して、購入の判断やアドバイスができるようでないといけない。見識・知識を持った店員が今、本当に必要です。	1	動物取扱業の各事業所には、動物愛護管理法において動物取扱責任者の配置を義務付けられております。
147	3-(7)	「繁殖産業の新規出店、開業禁止」を提案 【提案理由】愛玩動物を安易に手に入れられる環境を野放ししないことも重要 致死処分数の減少と具体的な目標値の定めは評価できるが、半減では不十分、最終目標地は「殺処分0」とすべき。そのための施策として提案	1	動物取扱業に関する規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 致死処分数の減少のため、まずは引取り数の減少と併せ返還譲渡率の向上を図ることが必要と考えております。
148	3-(7)	動物取扱業者では売買するときにその動物の習性、食費、疾患、ワクチンや治療費等の金銭的な負担、不妊去勢手術の知識、登録の義務または終生飼養の責任などの説明を義務づける。	1	動物取扱業者の販売時における説明責任はすでに法令で定められております。
149	3-(7)	適正な飼養及び施設管理の指導監督 毎日の散歩及び運動を義務付けるべき。収容するケージの大きさも、中で飛び跳ねたり、動き回れる大きいサイズのものを使用するよう指導すべき	1	動物取扱業者に対して適正な飼養及び施設管理の指導監督を行っていきたいと考えております。 なお、規制強化等に関することにつきましては、法令の規定が必要な措置となりますので、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
150	3-(8)	取組むべき施策に、「府市町村における動物とともに避難できる一時避難場所を指定し、飼い主に事前に周知するように努める。」を追加すべき	21	ご指摘の意見につきましては、本計画案にすでに盛り込まれている「地域防災計画における動物の取扱い等の明確化」あるいは「動物救護マニュアル」の中で検討されるべきものと考えますので、今後、施策の実施に際しての参考とさせていただきます。
151	3-(8)	動物に何らかの災害が起きた場合(災害時)緊急に避難などを行わなければならない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。 そのためには、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化すること。	23	
152	3-(8)	地域防災計画における動物の取扱を明確化に対し、ただ救護所を設けるといったものではなく、飼い主と一緒に避難できるような飼育者と非飼育者の区別避難の明確化を求める。	1	
153	3-(8)	所有者明示の責務を義務付け、避難の際、係留から開放すべき。動物と一緒に避難所も用意されれば安心。	1	
154	3-(9)	P18 現状と課題 第一段落文中、「『できる限りその動物に苦痛を与えない方法』とだけ規定されていたものが」とあるが、ここを「『できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない』とだけ規定されていたものが」と法律の条文にそろえるべきではないかと思う。 取組むべき施策 「・・・飼養保管基準の周知を図り、適正な取扱を推進する。」とあるが、兵庫県では条例で実験動物の届出を定めているが、大阪府でも同様の制度が必要と感じる。	1	ご指摘の趣旨を踏まえ、追加修正いたします。 「『できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってなければならない』とだけ規定されていたものが」に修正 なお、後段のご指摘につきましては、「3Rの原則」など実験動物の適正な取扱の普及啓発を進めていきたいと考えています。
155	3-(9)	実験動物の適正な取扱の推進(P18) 実験施設の公開について 「3Rの原則」や基準の普及のためには、どこにどのような施設があるか、所在及び実態の確認をしなければならない。大阪府もぜひ実態把握に取り組んでください。	3	「3Rの原則」など実験動物の適正な取扱の普及啓発を進めていきたいと考えています。
156	3-(9)	動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反した者の氏名、機関名公表と罰則規定を策定すべき。	3	法令による規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。
157	3-(9)	適正な取扱の推進には、定期的に行政が監視を行う必要があると思われる。また、違反機関に対しては公表、罰則を。商品開発のために行われるのであれば判断基準として消費者として知る権利があると思う。	1	
158	3-(9)	犬や猫、その他の動物が実験の乱用でひどい目にあわないよう実験している施設の公表をすべき。目的、苦痛を与えない方法をとっているか、実験後のケア及び開放など不定期に立入検査を行いチェックして公表すべき。	1	

番号	項目	意見等	数	府の考え方
159	3-(9)	<p>実験動物の適切な取扱いの推進について</p> <p>3Rの原則はもとより、「5フリーダム」の周知徹底と3Rの原則の推進をチェックする上で動物実験施設やそれに類する施設等、まず、実態を把握する手段として地域の施設や機関、組織等の登録の施策を講じていただきたい。また、3Rを遵守しているかなど確認のため、実験計画書についてもチェックできるシステムの構築も必要であると考え。</p>	1	「3Rの原則」など実験動物の適正な取扱いの普及啓発を進めていきたいと考えています。
160	3-10	<p>産業動物の適正な取扱いの推進(P19)</p> <p>畜産動物については、一般的に虐待と言うべき過密飼育であり、それが動物に多大なストレスを与え、免疫の低下や病気が発生することが指摘されている。畜産動物の健康と福祉を増進させることは、感染症の防止や環境負荷の低減にもつながり、ひいては食の安全となるという視点から、消費者および畜産農家に対する積極的な普及啓発を推進していただきたいと思う。</p> <p>狂犬病や鳥インフルエンザが蔓延した場合の大きな混乱や経済的な損失を思うと畜産農家及び畜産関係企業には定期的な講習会の受講を義務づけることが適正かと考える。</p> <p>大阪府では、行政の所轄が動物愛護畜産課であり、動物の愛護と畜産行政を一体的に運用できる強みがあると考えられる。</p>	3	動物の愛護及び管理の観点から産業動物の取扱いについて、国の動向を注視しながら普及啓発を推進していきたいと考えています。
161	3-10	<p>産業動物の適正な取扱いの推進</p> <p>犬、猫には、本案の大部分のページを割いて取組むべき施策を講じているが、実験動物、産業動物への扱いの差はどのように考えたらよいのでしょうか。動物愛護行政を標榜する大阪府は産業動物への福祉の概念、「5フリーダム」の周知徹底と「5フリーダム」を基軸とした具体的な施策を講じていただきたい。</p> <p>1 飢餓、渇き及び栄養不良からの自由 2 恐怖及び苦悩からの自由 3 物理的及び熱による不快感からの自由 4 痛み、負傷及び疾病からの自由 5 通常の行動を表現する自由</p> <p>また、上記の「5フリーダム」は法で言う動物愛護全てに通じる概念であります。動物実験においては、「5フリーダム」の概念を徹底させることで、より精度の高いデータを得ることができ、産業動物においては、健康で安心な食料等の確保や提供につながり、結果的には畜産農家は利益を得ることになる。</p>	1	